

社会福祉法人あきの会

身体拘束等の適正化のための指針

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。施設・事業所では、利用者の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、身体的、精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

1) 身体拘束に該当する行為

- ・徘徊や転落を防ぐため車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひもなどで縛る
- ・ベットを4点柵で囲む
- ・チューブ自己抜去しないように四肢をひもで縛るあるいは肘装具をつける
- ・皮膚をかきむしらないように、ミトン型の手袋などをつける
- ・車いすからの転落防止で、Y字型ベルトや腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ・車いすが転倒しないように固定装置や椅子などで固定する
- ・脱衣やおむつはずしを制御するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・自分の意志で開けることのできない居室などに隔離する
- ・興奮状態を抑えるために向精神薬を過剰に服用させる
- ・徘徊を防ぐため部屋の施錠をした
- ・「ちょっと待って」「〇〇してはだめ」など言葉で行動を制限する

2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束等適正化委員会を中心に充分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、以下の切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、家族へ説明し同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
 - ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- ※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

2. 身体拘束等適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

1) 身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討するために、身体拘束等適正化委員会（以下、「委員会」という。）を設置します。委員会は3か月に1回開催します。特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

2) 委員会の構成メンバー

委員会は虐待防止委員会と兼ねて月1回実施します。

3) 委員会では、次のような内容について協議し、検討結果を従業者に周知徹底します。

①3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認

②身体拘束を行っている利用者がいる場合

3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。

③身体拘束を開始する検討が必要な利用者がいる場合

3要件の該当状況、特に代替案を検討します。④今後やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合家族、関係機関等との意見調整の進め方を検討します。

⑤意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し

⑥今後の予定（研修・次回委員会）

⑦今回の議論のまとめ・共有

4) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切の作成、説明、保管するほか、委員会の結果について介護職員その他従業者に周知徹底します

5) 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

1) 職員に対する身体拘束等適正化のための研修は、本指針に基づき、身体拘束等適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目指します。

業務マニュアルに掲載し、全職員に配布します。

2) 研修は、年1回以上行います。また、新規採用時にも研修を実施します。

3) 研修の内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4. 施設・事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行います。

事業所内の会議（個別支援会議、医療カンファレンス）にて解除に向けた検討を行う。利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価して身体拘束が解除できない場合はその理由を議事録へ記録する。議事録はサイボーズのワークフローにて報告する。報告後は個別支援計画に反映する。委員会にて報告の内容の検討を実施する。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

1) 要件（切迫性、非代替性、一時性）の確認

2) 要件合致確認利用者の態様を踏まえ身体拘束等適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

3) 記録等緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者、家族へ説明し個別支援計画へ記載します。

・拘束が必要となる理由（個別の状況）

- ・拘束の方法（場所、行為（部位・内容））
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、施設・事業所内に常設し、また、ホームページに公表します。

7. 身体拘束予防カンファレンスの役割（医師・看護師・生活支援員・サビ管で構成）

- (1) 対象者の生命に及ぼす危険性を評価
- (2) 原因を探る（年齢、身体状況、環境、治療の側面）
- (3) 原因の除去の検討
- (4) 回避・軽減（代替）方法の検討
(1)～(4)の検討を行っても改善が望めない場合は(5)に進む
- (5) 身体拘束の目的、開始の判断を検討
※チームスタッフ及び責任者の合意であること。
フリーにできる時間を検討していること。
※本人・家族の意見を聞き、合意を得る。
※身体拘束チェック表（同意書）を記入する。

1) 身体拘束解除に向けた方法

- (1) 身体拘束対象者の把握
- (2) 身体拘束の記録
- (3) 身体拘束に関するアセスメントの実施
- (4) 行動制限回避、軽減、介助の検討（カンファレンス）

附則 この指針は令和5年4月1日から施行する。

身体拘束チェック表(同意書)

対象者氏名()

病名()

■対象者の状態【三原則の適応】

- なし
あり→切迫性 非代替性 一時性
症状→激しい体動 転落の危険
不穏な状態 意識障害など
その他

■身体拘束目的

- ライン類の自己抜去防止 転落防止 安静保持
創部の保護が必要 その他()

■身体拘束の種類と時間

①四肢や体幹をベッドにひもで縛る。24時間 夜間のみ 一時的 処置時

②4点ベッド柵 24時間 夜間のみ 一時的 処置時

③ミトン型の手袋の使用 24時間 夜間のみ 一時的 処置時

④車椅子抑制帯 24時間 夜間のみ 一時的 処置時

⑤車椅子テーブル 24時間 夜間のみ 一時的 処置時

⑥つなぎ服 24時間 夜間のみ 一時的 処置時

■身体拘束期間

年 月 日 ~ 年 月 日

上記身体拘束に同意いたします。

年 月 日

対象者氏名()

ご家族氏名()